

① 環境保全に関する基本方針(基本理念)

私どもシスメックス株式会社は、「ヘルスケア分野にかかわる企業として、地球環境保全活動を通じて、豊かな健康社会づくりに貢献します。」という環境方針の下、以下の6つを行動基準として設定しています。

1. 環境保全を重視した事業活動を行い、社会の全ての皆様に安心をお届けします。
2. 製品・サービスのライフサイクル、および事業活動のバリューチェーンにおいて、環境マネジメントを推進し、気候変動の緩和への貢献、持続可能な資源の利用(廃棄物削減、リサイクル、水の保全)、生物多様性の保全、化学物質の適正管理に努めます。
3. あらゆる国または地域の適用される環境に関する法令、規制、協定などを順守します。
4. 環境パフォーマンスを向上させるために、環境保全活動の継続的な改善を行い、汚染を予防し、私たちの製品・サービスが環境に与える影響を最小限にするように努めます。
5. 環境教育・啓発を通じて環境意識の向上を図るとともに、地域・社会の一員として環境保全活動を通じた社会貢献に取り組みます。
6. 環境方針から環境目標を設定し、計画的に目標達成に取り組みます。

② 環境保全に関する組織の現況

当社における環境管理体制は図1のとおりです。また、ソリューションセンターにおける環境管理体制は図2のとおりです。

図1 当社における環境管理体制

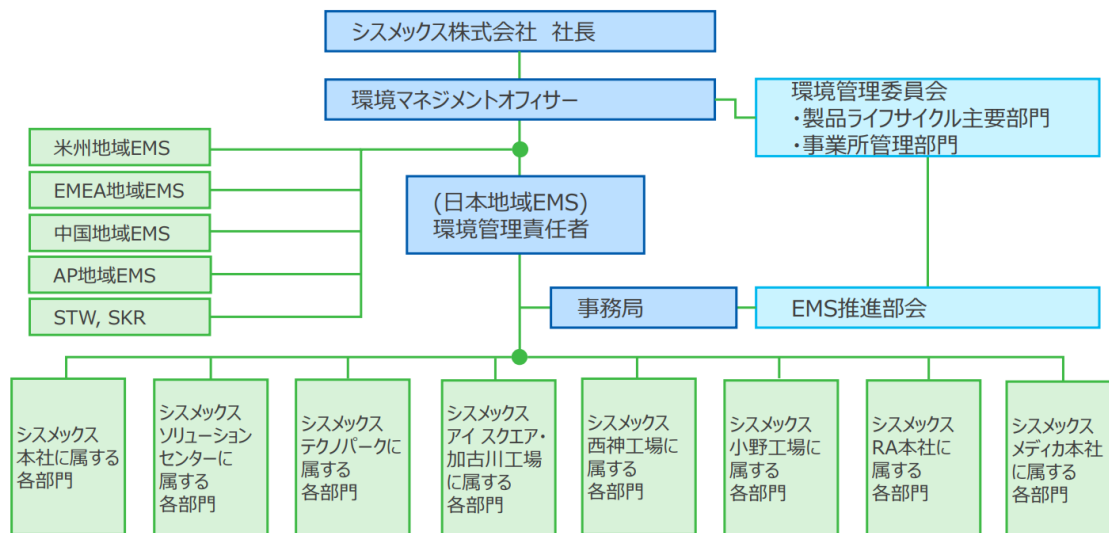
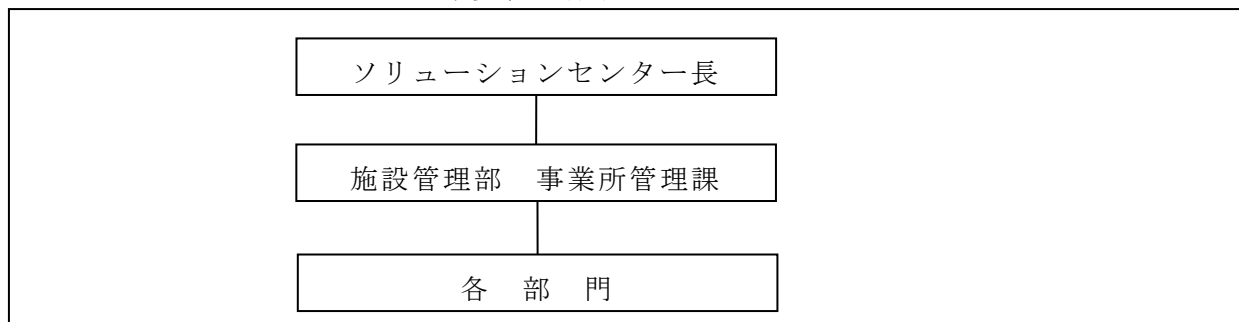


図2 ソリューションセンター環境管理体制



③ 重点取組目標・計画

【2024 年度の重点目標・計画】

当事業所では事業活動の環境負荷低減を目指し、2024 年度は以下の重点課題に取り組んでいきます。

- **温室効果ガス排出量の削減**
＜取り組み内容＞
 - ・一部フロアの LED 照明への切り替えによる電力使用量の削減
- **資源循環の推進**
総廃棄物量 3%削減（基準年度 2022 年度）
廃棄物の分別および管理、リサイクルの推進
＜取り組み内容＞
 - ・機密紙の再生運用
 - ・産業廃棄物の有価物化施策の検討

④ 公害防止対策に係る計画

ア. 目標及び管理目標値

	目 標
水質汚濁防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第3条の排水基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」、神戸市下水道条例等の法令の規定を遵守する。 ◆別表1に記載する排出水の水質に係る管理目標値を遵守する。 ◆排出規制がない有害物質について、可能な限り使用量及び排出量を把握し、排出削減に努める。 ◆有害物質等による地下水汚染の未然防止及び拡散防止に努める。
産業廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。 ◆廃棄物の発生量を抑制するとともに、再利用を促進する。

別表1 排出水に係る水質管理目標値

人の健康に係わる被害を生ずる恐れのある項目

項 目	管理目標値 [mg/l]	備 考	
		目標値の根拠 (法令等基準値との 関係等)	定期測定 の実施
1 カドミウム及びその化合物	0.03 以下 (カドミウム換算)	神戸市下水道条例	
2 シアン化合物	0.3 以下 (シアン換算)	神戸市下水道条例	○
3 有機燐化合物	0.3 以下	神戸市下水道条例	
4 鉛及びその化合物	0.1 以下(鉛換算)	神戸市下水道条例	○
5 六価クロム化合物	0.1 以下 (六価クロム換算)	神戸市下水道条例	
6 砒素及びその化合物	0.05 以下 (砒素換算)	神戸市下水道条例	
7 水銀及びアルキル水銀その 他の水銀化合物	0.005 以下 (水銀換算)	神戸市下水道条例	○
8 アルキル水銀化合物	検出されないこと	神戸市下水道条例	
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	神戸市下水道条例	
10 トリクロロエチレン	0.1 以下	神戸市下水道条例	
11 テトラクロロエチレン	0.1 以下	神戸市下水道条例	
12 ジクロロメタン	0.2 以下	神戸市下水道条例	
13 四塩化炭素	0.02 以下	神戸市下水道条例	
14 1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	神戸市下水道条例	
15 1,1-ジクロロエチレン	1 以下	神戸市下水道条例	
16 シス-1,2-ジクロロエチレ ン	0.4 以下	神戸市下水道条例	
17 1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	神戸市下水道条例	
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	神戸市下水道条例	

19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	神戸市下水道条例	
20	チウラム	0.06 以下	神戸市下水道条例	
21	シマジン	0.03 以下	神戸市下水道条例	
22	チオベンカルブ	0.2 以下	神戸市下水道条例	
23	ベンゼン	0.1 以下	神戸市下水道条例	
24	セレン及びその化合物	0.1 以下	神戸市下水道条例	
25	ほう素及びその化合物	10 以下	神戸市下水道条例	○
26	ふっ素及びその化合物	8 以下	神戸市下水道条例	
27	1,4-ジオキサン	0.5 以下	神戸市下水道条例	
28	ダイオキシン類	0.5 以下	神戸市下水道条例	

生活環境に係わる被害を生ずる恐れのある項目

項 目	管理目標値 [mg/ℓ]	備 考		
		目標値の根拠 (法令等基準値との 関係等)	定期測定 の実施	
29	フェノール類	5 以下	神戸市下水道条例	○
30	銅及びその化合物	3 以下	神戸市下水道条例	○
31	亜鉛及びその化合物	2 以下	神戸市下水道条例	○
32	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 以下	神戸市下水道条例	○
33	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 以下	神戸市下水道条例	○
34	クロム及びその化合物	2 以下	神戸市下水道条例	○

下水処理場に負荷をかける項目

項 目	管理目標値 [mg/ℓ]	備 考		
		目標値の根拠 (法令等基準値との 関係等)	定期測定 の実施	
35	水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満	神戸市下水道条例	○
36	生物化学的酸素要求量 (BOD)	2,000 以下	神戸市下水道条例	○
37	浮遊物質 (SS)	2,000 以下	神戸市下水道条例	○
38	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物油脂類含有量)	150 以下	神戸市下水道条例	○
39	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油類含有量)	5 以下	神戸市下水道条例	○
40	窒素含有量	1,200 以下	神戸市下水道条例	○
41	リン含有量	160 以下	神戸市下水道条例	○

施設を損傷する恐れのある項目

項 目	管理目標値 [mg/ℓ]	備 考		
		目標値の根拠 (法令等基準値との 関係等)	定期測定 の実施	
42	温度	45 度未満	神戸市下水道条例	○
43	沃素消費量	220 以下	神戸市下水道条例	○

その他

項 目		管理目標値 [mg/ℓ]	備 考	
			目標値の根拠 (法令等基準値との 関係等)	定期測定 の実施
44	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	—	下水道法	○
45	クロロホルム	—	下水道法	

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

○目標達成のために講ずる措置・対策(その1)

目 標 項 目		目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
水質汚濁防止法	(公共下水道を使用する場合)	
	公共用水域の環境保全	◆下水道法及び神戸市下水道条例等に基づき、除害施設の適正な維持管理、排除基準の遵守、排水の水質測定等を行う。また、各種報告は関係法令の規定に基づき実施する。

○目標達成のために講ずる措置・対策(その2)

目 標 項 目		目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
水質汚濁防止対策	(有害物質(*)を使用している場合)	
	地下水汚染の未然防止	◆有害物質等が地下浸透することにより、地下水汚染を生じることのないよう施設の維持管理を行う。
産業廃棄物対策	法令等の規制を遵守	◆法令等に定める産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度、廃棄物の保管・処理基準を遵守し、法定の記録・報告を実施する。
	廃棄物の発生抑制・再利用	◆産業廃棄物の再生利用、再資源化等の有効利用及び減量化に関する処理計画を策定し、必要に応じ市へ報告を行う。 ◆廃棄物の発生抑制・再利用を積極的に実施する。 ◆機密紙の再生利用、産業廃棄物の有価物化を推進する。

(*)有害物質とは、水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する物質。

別表2 排水水の汚染状態測定計画

人の健康に係わる被害を生ずる恐れのある項目

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
2	シアン化合物	2回/月	排水口	法令の規定方法 JISK0102 38.1.2及び38.3	
4	鉛及びその化合物	同上	同上	法令の規定方法 JISK0102 54.4	
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	同上	同上	昭和46年環境庁告示 第59号付表2	
25	ほう素及びその化合物	同上	同上	法令の規定方法 JISK0102 47.3	

生活環境に係わる被害を生ずる恐れのある項目

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
29	フェノール類	1回/月	排水口	法令の規定方法 JISK0102 28.1	
30	銅及びその化合物	同上	同上	法令の規定方法 JISK0102 52.5	
31	亜鉛及びその化合物	同上	同上	法令の規定方法 JISK0102 53.4	
32	鉄及びその化合物(溶解性)	同上	同上	法令の規定方法 JISK0102 57.4	
33	マンガン及びその化合物(溶解性)	同上	同上	法令の規定方法 JISK0102 56.4	
34	クロム及びその化合物	同上	同上	法令の規定方法 JISK0102 65.1.5	

下水処理場に負荷をかける項目

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
35	水素イオン濃度 (pH)	1 回 / 月	排水口	法令の規定方法 JISK0102 12.1	
36	生物化学的酸素要求量 (BOD)	同上	同上	法令の規定方法 JISK0102 21 及び 32.3	
37	浮遊物質量 (SS)	同上	同上	昭和 46 年環境庁告示 第 59 号付表 9	
38	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物油脂類含有量)	同上	同上	法令の規定方法 JISK0102 附属書 1- II-2	
39	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油類含有量)	同上	同上	法令の規定方法 JISK0102 附属書 1- II-1	
40	窒素含有量	同上	同上	法令の規定方法 JISK0102 45.2	
41	燐含有量	同上	同上	法令の規定方法 JISK0102 46.3.1	

施設を損傷する恐れのある項目

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
42	温度	1 回 / 月	排水口	法令の規定方法 JISK0102 12.1	
43	沃素消費量	同上	同上	昭和 37 年厚生・建設 省令第 1 号別表第 2	

その他

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
44	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 回 / 月	排水口	法令の規定方法 JISK0102 42, 43.1 及び 43.2	

⑤ 地球温暖化対策に係る計画

ア. 前年度(2023年度)の電気・燃料等の使用量及び今年度(2024年度)使用予定量

活動の区分	燃料・焼却物等の種類	単位発熱量(MJ)	前年度(2023)使用量等	今年度(2024)使用予定量	単位	排出係数 kg-CO ₂ /MJ	排出量(kg-CO ₂)	
							前年度(2023)(実績)	今年度(2024)(予定)
燃料の使用	原料炭	28.9				0.0867		
	一般炭	26.6			kg	0.0906		
	A重油	39.1			L	0.0693		
	B重油	40.4			L	0.0705		
	C重油	41.7			L	0.0716		
	LPG	50.2			kg	0.0598		
	都市ガス	45.0	11,136	12,000	Nm ³	0.0499	25,005	26,946
	その他(廃棄物等)	42.3			kg	0.0762		
電気事業者から供給された電気の使用		2,570,251 ※1	2,600,000 ※2	kWh	0.36 (kg-CO ₂ /kWh)	3,832	360	
熱供給事業者から供給された熱の利用				MJ	0.067			
合計						28,837	27,306	

※1 うち 2,559,606kWh は再生可能エネルギー由来電力

※2 うち 2,599,000kWh は再生可能エネルギー由来電力

イ. 基準年度及び前年度の二酸化炭素排出量、今年度及び 2030 年度の二酸化炭素の排出削減目標(その他温室効果ガスが発生している場合はその排出量、排出削減目標も含む。)

温室効果ガス	排出量		削減目標		削減率(%)	
	基準年度(2013年度)	前年度(2023年度)	今年度(2024年度)	2030年度	今年度(2024年度)	2030年度
二酸化炭素	2,000,000	28,837	27,306	25,000	99	99
メタン						
一酸化二窒素						
HFC						
PFC						
六フッ化硫黄						
合計						

ウ. 目標達成のために講ずる措置・対策

措置の区分	具体的対策	削減目標
エネルギーの使用の合理化	<都市ガス> ・都市ガス使用量の監視・分析	前年度以下

⑥ 公害防止対策及び地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る計画

公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る目標、計画

(目標達成年次 2024年度中)

	分野	項目	目標
1	水の使用	・ 上水使用量及び地下水使用量の監視・分析	毎月実施
2	従業員教育	・ 当社の環境活動に関する委託先への教育実施	9月に実施予定
		・ 緊急事態（排水・危険物燃料・薬品の漏洩及び紛失）の訓練実施	
3	特定フロン等使用量の管理及び削減	・ 法定点検の実施	定格出力に応じた点検実施
		・ 設備更新時、特定フロン非使用設備を導入	全量
		・ 特定フロン使用機器の適正廃棄	フロン回収の徹底
4	廃棄物の適正処理	・ 廃棄物の分別・回収	徹底
		・ 廃棄量の監視・分析	毎月実施
		・ 機密紙の再生運用および廃棄物の有価物化の運用実施	運用継続
5	地域社会への参画	・ 事業所周辺の清掃活動	年2回実施